

こんにちは SSW です。今年度もいよいよ最後の月に入りました。少しは春めいて来ましたが、まだまだ寒い日が続きそうです。体調にはお気をつけください。

最後は、ヤングケアラーについてです。一度は耳にしたことがあるのではないのでしょうか？

埼玉県ケアラー支援条例（さいたま市も同様）によると、高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する 18 才未満の者と定義されています。

私たちに対しても、ケアラーへの理解を深めることや孤立を防ぐ配慮を要請しています。

ヤングケアラーへの支援の必要性はよく言われていますが、なかなか難しい一面もあります。たとえば、ヤングケアラー自身が特に困っているとは思っていなかったり、家庭のことを他人に話したくないと考えるヤングケアラーも少なくないそうです。

その一方で、さいたま市の調査では、宿題ができない、友人と遊ぶ時間がない、睡眠時間が十分に取れないなどと感じている子どもも一定数はいるようです。

もしこのような子どもを見かけたら、声をかけてあげたり、ソーシャルワーカーなどの支援者につなげていただければと思います。

今月も(水)を中心に後半は 26(火)の修了式まで来ますので、お子さんのこと、または何か心配なこと、気になることなどがありましたら、遠慮なく、気軽にお声かけください。

一年間、コラムをお読みくださりありがとうございました。

ソーシャルワーカー (SSW)